

市民探鳥会

日時 3月11日(土)午前9時～正午(雨天中止)
集合場所 ふじふれあい館
 ※庚申山へ移動します
参加料 100円(中学生以下無料)
 持ってくる物 双眼鏡(希望者には貸し出します)
申し込み 当日会場へ
問い合わせ 日本野鳥の会群馬多野藤岡分会長小井土さん(☎090・1034・1353)・商工観光課(☎402317)

桜まつり・ふじまつり イベント参加者

ふじの咲く丘野外ステージを使ったイベントの参加者を募集します。
日時 ▽桜まつり 4月2日(日)午前10時～午後4時 ▽ふじまつり 4月30日(日)午前10時～午後4時
 ※出演時間は1団体30分程度(準備、撤収を含む)
内容 歌やダンス、楽器演奏など(簡易的な音響設備は用意します)

スポーツ

問☎508213

藤岡キッズ野球教室



日時 3月5日～11月26日の土・日曜日、祝日午前9時～11時30分
会場 美九里西小学校
対象 市内在住の年長児～小学3年生
定員 40人(先着順)
参加料 1000円(保険料など)
その他 ▽道具は準備します。運動のできる服装で来てください ▽指導者を補助する人も募集しています(若干人)

申し込み 随時教室開催時に会場へ
問い合わせ 藤岡キッズベースボールクラブ代表山田さん(☎090・7836・9160)・スポーツ課

レクリエーション大会

気軽にどなたでも参加してください。
日時 3月4日(土)午前9時～正午
会場 市民体育館
種目 ドッチビー・ユニホック・ヘルスバレーボールなどの軽スポーツ
対象 市内在住・在勤・在学の人(親子大歓迎)
参加料 無料
申し込み 当日会場へ
問い合わせ スポーツ課

武道教室

会場 ▽①②③ 市民体育館 武道場 ▽④⑤ 鬼石中学校武道場 ▽⑥ 美九里公民館多目的室
対象 小学1年生以上の人
問い合わせ スポーツ課
①剣道教室
期間 4月1日～平成30年3月

月の水・土曜日、午後6時30分～7時30分
 ※特別稽古あり
参加料 年額▽小学1～3年生 1万4250円▽小学4～6年生 1万4850円▽中学生 1万5350円▽高校生以上(初心者) 1万6800円▽高校生以上(継続者) 2000円

②柔道教室
期間 4月4日～30年3月の火・金曜日、午後7時～8時
参加料 年額8000円
 ※きょうだい割引あり
申し込み 随時教室開催時に会場へ

③空手道教室

期間 4月4日～30年3月の火・金曜日、午後7時～9時
 ※初心者・中級・上級別に指導します
参加料 月額3000円
申し込み 毎月初め教室開催時に会場へ

④鬼石剣道教室

期間 4月1日～30年3月の土曜日、午後7時～8時
参加料 年額13000円～5000円

⑤鬼石柔道教室

期間 4月3日～30年3月の

会場 市役所中庁舎大会議室
問い合わせ スポーツ課(☎508213)

粗大ごみ有料回収

収集日 3月6日・13日・27日の月曜日(先着5人)
収集制限 家具・自転車など料金 1kg当たり30円(消費税別)
申し込み・問い合わせ 2月22日(水)から電話で清掃センター(☎28305)へ

住宅用消火器などを設置する
 ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる
問い合わせ 地域安全課(☎27444)

学校体育施設利用説明会

市内小・中学校の体育施設(体育館・校庭)を開放します。平成29年度に利用を希望する団体は説明会に参加してください。
日時 3月9日(木)午後7時～

⑥美九里柔道教室
期間 4月1日～30年3月の土曜日、午後6時～8時
参加料 年額5000円
 ※きょうだい割引あり
申し込み 随時教室開催時に会場へ

健康福祉

ひとり親家庭の自立を支援します

自立支援教育訓練給付

ひとり親家庭の母または父が就業に結びつく資格を取得するために指定講座を受講し修了した場合、受講に要した費用の一部を支給します。
支給額 受講に要した費用の6割(上限20万円)
その他 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある人は対象外です

高等技能訓練促進費給付

ひとり親家庭の母または父が就業に役立つ一定の専門資

その他

春季全国火災予防運動



期間 3月1日(水)～7日(火)
対象地域 市内全域
内容 運動期間中は消防職員・消防団員・女性防火クラブ員

命を守る「火災警報器」



平成27年に建物火災で死亡した人のうち約8割が住宅火災によるものです。そして住宅火災で死亡した原因として最も多いのが「逃げ遅れ」で死亡者全体の約5割を占めています。深夜の睡眠時間帯に火災が発生した場合は火災の発生に気付くのが遅れます。そして火災の恐ろしさは炎よりも煙にあります。火災によって発生する煙には一酸化炭素などの有毒ガスが多く含まれ、吸い込むと体がまひして動けなくなったり中毒死に至ったりします。

火災から命を守るには火災を早期に見出し避難する時間を少しでも多く作ることが重要なのです。このような背景から火災発生時の「逃げ遅れ」を防止するため全ての住宅に住宅用火災警報器(煙式)の設置が義務付けられています。

★群馬県の設置率は**全国ワースト2位!**
 (総務省調べ：平成28年6月1日時点)

設置済みでも「いざ」という時に適切に作動させるには日頃からの維持管理が重要です。定期的に点検ボタンを押すなどして確認を行いましょう。交換時期は10年が目安です。
問い合わせ 多野藤岡消防本部予防課(☎22467)